

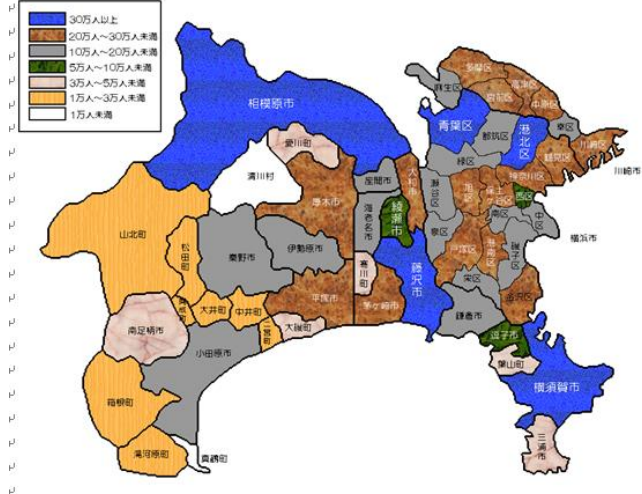
逗子市国民保護計画 新旧対照一覧表

番号	頁	行	変更後		変更前	
1	用語集 viii	11	指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省		指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた機関	
2	用語集 ix	6	要配慮者 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者等をいう。		災害時要援護者 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等をいう。	
3	用語集 ix	24	緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第25条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置		緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	

			【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針	【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針
4	用語集 ×	11	国民保護措置 国民の保護のための措置 （対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第1号に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）） イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 ニ 輸送及び通信に関する措置 ホ 国民の生活の安定に関する措置 ヘ 被害の復旧に関する措置 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	国民保護措置 国民の保護のための措置 （対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
5	6	1	1 市 (1)～(2) （略） (3) 市対策本部及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営 (4)～(7) （略） (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 (9) （略）	第1節 市の事務の大綱 (1)～(2) （略） (3) 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営 (4)～(7) （略） (8) 国民生活の安定に関する措置の実施 (9) （略）

6	6	15	2 神奈川県 (略)	第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 1 神奈川県 (略)
7	6	29	3 指定地方行政機関 (1) (略) (削除) (2)～(5) (略) (6) 神奈川県労働局 ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助 イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 エ 被災者の雇用対策 (7) 関東農政局 ア 武力攻撃災害時における応急食料の調達・供給に関する事務 イ 農業関連施設の応急復旧 (8)～(15) (略) (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署） ア～エ (略) オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (17) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (18) 南関東防衛局（横須賀防衛施設事務所、座間防衛施設事務所） ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整	2 指定地方行政機関 (1) (略) (2) 横浜防衛施設局（横須賀防衛施設事務所、座間防衛施設事務所） ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整 (3)～(6) (略) (7) 神奈川県労働局 被災者の雇用対策 (8) 関東農政局（神奈川県農政事務所） ア 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関する連絡調整 イ 農業関連施設の応急復旧 (9)～(16) (略) (17) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署） ア～エ (略) オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (新規) (新規)
8	8	20	4 自衛隊 (略)	3 自衛隊 (略)

9	8	24	5 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 <u>ア 医療救護</u> <u>イ 外国人の安否調査</u> <u>ウ 救援物資の備蓄及び配分</u> <u>エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給</u> <u>オ その他の救援</u> (2)～(4) (略) (5) 東京<u>ガス</u>(株) (略) (6)～(9) (略) (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンクテレコム(株)、<u>(株)NTTドコモ</u>、ソフトバンクモバイル(株)） (略) (11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、<u>(株)TBSテレビ</u>、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送） (略) (12) (略) (13) <u>日本郵便(株)</u>（逗子支店） (略)	4 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 <u>ア 救援への協力</u> <u>イ 救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整</u> <u>ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</u> (2)～(4) (略) (5) 東京<u>瓦斯</u>(株) (略) (6)～(9) (略) (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンクテレコム(株)、<u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>、ソフトバンクモバイル(株)） (略) (11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、<u>(株)東京放送</u>、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送） (略) (12) (略) (13) <u>郵便事業(株)</u>（逗子支店） (略)
10	9	35	6 指定地方公共機関 (1) <u>(公社)神奈川県医師会</u>、<u>(一社)神奈川県歯科医師会</u>、<u>(公社)神奈川県薬剤師会</u>、<u>(公社)神奈川県看護協会</u>、(独)神奈川県立病院機構 (略) (2) (略) (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、<u>(公社)神奈川県LPガス協会</u> (略) (4) <u>(一社)神奈川県バス協会</u> (略)	5 指定地方公共機関 (1) <u>(社)神奈川県医師会</u>、<u>(社)神奈川県歯科医師会</u>、<u>(社)神奈川県薬剤師会</u>、<u>(社)神奈川県看護協会</u>、(独)神奈川県立病院機構 (略) (2) (略) (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)） (略) (4) <u>(社)神奈川県バス協会</u> (略)

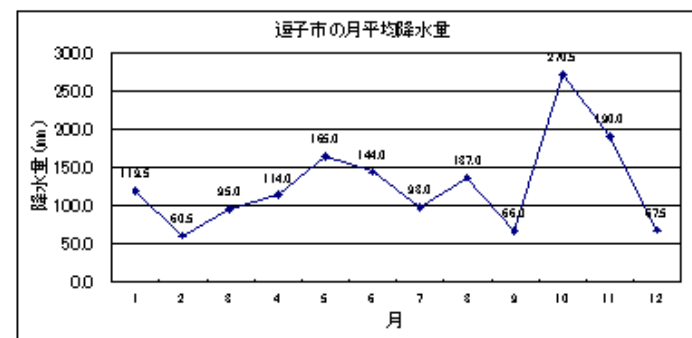
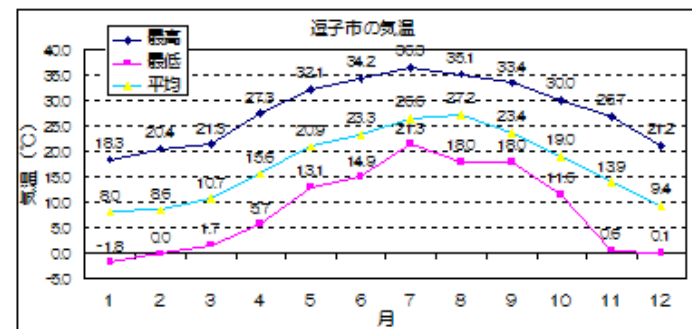
			(5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、<u>(株)横浜シーサイドライン</u> (略) (6) <u>(一社)神奈川県トラック協会</u> (略)	(5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、横浜新都市交通(株) (略) (6) <u>(社)神奈川県トラック協会</u> (略)
11	10	22	7 公共的団体 (略)	6 公共的団体 (略)
12	11	1	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 (1) 位置、地形 (略) (削除) (2) 海岸線 (略) (3) 気象 逗子市は、西方が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。 降水量は、<u>1月、2月、12月</u>は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい<u>5月、6月、9月10月</u>が多い。	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 (1) 位置、地形 (略)  (2) 海岸線 (略) (3) <u>気象（平成21年中）</u> 逗子市は、西方が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。 降水量は、乾燥した晴天が続く <u>12月から2月</u>は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい <u>6月から10月</u>は多い。

風向きは9月から3月は北から吹くことが多く、4月から8月は南から吹くことが多い。

(削除)

(削除)

風向きは10月から3月は北から吹くことが多く、7月と8月は南から吹くことが多い。



			<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">最多風向</th><th colspan="3">気温(度)</th><th rowspan="2">降雨量(mm)</th></tr><tr><th>最高</th><th>最低</th><th>平均</th></tr><tr><td>1 月</td><td>北東</td><td>15.6</td><td>-2.4</td><td>6.0</td><td>56.8</td></tr><tr><td>2 月</td><td>北東</td><td>18.6</td><td>-2.3</td><td>6.8</td><td>62.7</td></tr><tr><td>3 月</td><td>北東</td><td>20.8</td><td>0.2</td><td>9.9</td><td>109.7</td></tr><tr><td>4 月</td><td>南西</td><td>24.4</td><td>3.6</td><td>14.4</td><td>119.8</td></tr><tr><td>5 月</td><td>南西</td><td>27.3</td><td>9.5</td><td>18.4</td><td>146.4</td></tr><tr><td>6 月</td><td>南西</td><td>30.6</td><td>14.1</td><td>21.7</td><td>158.4</td></tr><tr><td>7 月</td><td>南西</td><td>33.7</td><td>18.8</td><td>25.4</td><td>118.5</td></tr><tr><td>8 月</td><td>南西</td><td>34.5</td><td>20.1</td><td>26.9</td><td>122.0</td></tr><tr><td>9 月</td><td>北東</td><td>31.4</td><td>15.7</td><td>24.0</td><td>172.6</td></tr><tr><td>10 月</td><td>北東</td><td>27.9</td><td>10.1</td><td>18.7</td><td>253.3</td></tr><tr><td>11 月</td><td>北東</td><td>23.0</td><td>4.4</td><td>13.3</td><td>113.4</td></tr><tr><td>12 月</td><td>北東</td><td>19.9</td><td>-1.4</td><td>8.5</td><td>72.4</td></tr></table> □□ (平成 14 年～平成 25 年 (12 年間) 平均値)		最多風向	気温(度)			降雨量(mm)	最高	最低	平均	1 月	北東	15.6	-2.4	6.0	56.8	2 月	北東	18.6	-2.3	6.8	62.7	3 月	北東	20.8	0.2	9.9	109.7	4 月	南西	24.4	3.6	14.4	119.8	5 月	南西	27.3	9.5	18.4	146.4	6 月	南西	30.6	14.1	21.7	158.4	7 月	南西	33.7	18.8	25.4	118.5	8 月	南西	34.5	20.1	26.9	122.0	9 月	北東	31.4	15.7	24.0	172.6	10 月	北東	27.9	10.1	18.7	253.3	11 月	北東	23.0	4.4	13.3	113.4	12 月	北東	19.9	-1.4	8.5	72.4	(新規)
	最多風向	気温(度)				降雨量(mm)																																																																															
		最高	最低	平均																																																																																	
1 月	北東	15.6	-2.4	6.0	56.8																																																																																
2 月	北東	18.6	-2.3	6.8	62.7																																																																																
3 月	北東	20.8	0.2	9.9	109.7																																																																																
4 月	南西	24.4	3.6	14.4	119.8																																																																																
5 月	南西	27.3	9.5	18.4	146.4																																																																																
6 月	南西	30.6	14.1	21.7	158.4																																																																																
7 月	南西	33.7	18.8	25.4	118.5																																																																																
8 月	南西	34.5	20.1	26.9	122.0																																																																																
9 月	北東	31.4	15.7	24.0	172.6																																																																																
10 月	北東	27.9	10.1	18.7	253.3																																																																																
11 月	北東	23.0	4.4	13.3	113.4																																																																																
12 月	北東	19.9	-1.4	8.5	72.4																																																																																
13	12	1	2 社会的特徴 (1) 人口 逗子市の人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在、<u>57,859 人</u>(男 <u>27,219 人</u>、女 <u>30,640 人</u>)である。 (削除)	2 社会的特徴 (1) 人口(平成 21 年 10 月 1 日現在) 逗子市の人口は、平成 21 年 10 月 1 日現在、<u>5 万 8,738 人</u>(男 <u>2 万 7,761 人</u>、女 <u>3 万 977 人</u>)である。 <table border="1"><caption>逗子市の年齢別人口 (平成 21 年 10 月 1 日現在)</caption><thead><tr><th>年齢</th><th>全体</th><th>男性</th><th>女性</th></tr></thead><tbody><tr><td>0歳</td><td>4,709</td><td>2,698</td><td>2,011</td></tr><tr><td>10歳</td><td>4,991</td><td>2,809</td><td>2,182</td></tr><tr><td>20歳</td><td>4,554</td><td>2,245</td><td>2,309</td></tr><tr><td>30歳</td><td>7,731</td><td>4,056</td><td>3,675</td></tr><tr><td>40歳</td><td>8,512</td><td>4,238</td><td>4,274</td></tr><tr><td>50歳</td><td>5,884</td><td>3,045</td><td>2,839</td></tr><tr><td>60歳</td><td>9,280</td><td>4,928</td><td>4,352</td></tr><tr><td>70歳</td><td>7,222</td><td>3,594</td><td>3,628</td></tr><tr><td>80歳</td><td>3,844</td><td>1,906</td><td>1,938</td></tr><tr><td>90歳</td><td>737</td><td>374</td><td>363</td></tr><tr><td>100歳</td><td>24</td><td>12</td><td>12</td></tr></tbody></table>	年齢	全体	男性	女性	0歳	4,709	2,698	2,011	10歳	4,991	2,809	2,182	20歳	4,554	2,245	2,309	30歳	7,731	4,056	3,675	40歳	8,512	4,238	4,274	50歳	5,884	3,045	2,839	60歳	9,280	4,928	4,352	70歳	7,222	3,594	3,628	80歳	3,844	1,906	1,938	90歳	737	374	363	100歳	24	12	12																																	
年齢	全体	男性	女性																																																																																		
0歳	4,709	2,698	2,011																																																																																		
10歳	4,991	2,809	2,182																																																																																		
20歳	4,554	2,245	2,309																																																																																		
30歳	7,731	4,056	3,675																																																																																		
40歳	8,512	4,238	4,274																																																																																		
50歳	5,884	3,045	2,839																																																																																		
60歳	9,280	4,928	4,352																																																																																		
70歳	7,222	3,594	3,628																																																																																		
80歳	3,844	1,906	1,938																																																																																		
90歳	737	374	363																																																																																		
100歳	24	12	12																																																																																		

(削除)

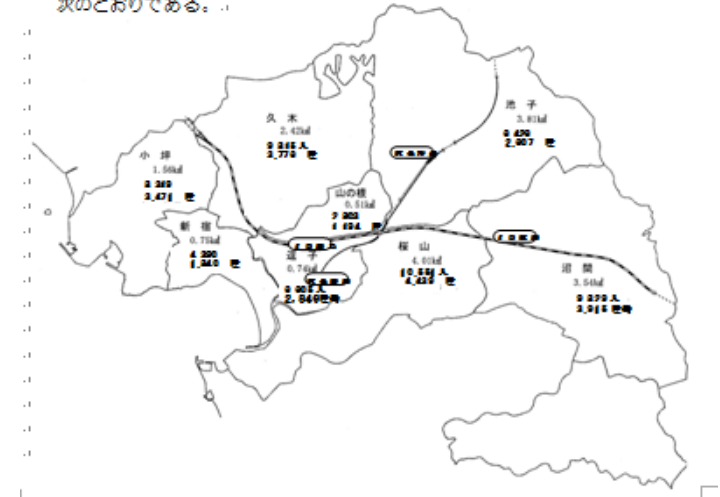
地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯
逗 子	0.74	<u>6,533</u>	<u>2,836</u>
桜 山	4.01	<u>10,472</u>	<u>4,398</u>
沼 間	3.54	<u>9,468</u>	<u>3,901</u>
池 子	3.81	<u>6,029</u>	<u>2,471</u>
山 の 根	0.51	<u>2,765</u>	<u>1,212</u>
久 木	2.42	<u>9,887</u>	<u>3,857</u>
小 坪	1.56	<u>8,328</u>	<u>3,579</u>
新 宿	0.75	<u>4,377</u>	<u>1,828</u>
計	17.34	<u>57,859</u>	<u>24,082</u>

(2) (略)

(3) 交通

道路は、相模湾に沿って国道 134 号が、横須賀市との境付近に横浜横須賀道路及び逗葉新道が位置している。

逗子市全体の人口密度は 3,387 人/km²であり、地域別の人口分布状況は次のとおりである。…」



地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯
逗 子	0.74	<u>6,605</u>	<u>2,846</u>
桜 山	4.01	<u>10,551</u>	<u>4,439</u>
沼 間	3.54	<u>9,829</u>	<u>3,915</u>
池 子	3.81	<u>6,426</u>	<u>2,607</u>
山 の 根	0.51	<u>2,803</u>	<u>1,194</u>
久 木	2.42	<u>9,815</u>	<u>3,776</u>
小 坪	1.56	<u>8,319</u>	<u>3,471</u>
新 宿	0.75	<u>4,390</u>	<u>1,840</u>
計	17.34	<u>58,738</u>	<u>24,088</u>

(2) (略)

(3) 交通

道路は、相模湾に沿って国道 134 号が、横須賀市との境付近に横浜横須賀道路及び逗葉新道が位置している。

			鉄道は、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ JR 逗子駅と JR 東逗子駅、京急新逗子駅と京急神武寺駅の 4 つを有している。 平成 24 年度の鉄道各駅の 1 日平均乗車客数は、JR 逗子駅 29,084 人、JR 東逗子駅 5,218 人、京急新逗子駅 23,318 人、京急神武寺駅 6,430 人である。 市内の主要道路・鉄道概況図	鉄道は、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ JR 逗子駅と JR 東逗子駅、京急新逗子駅と京急神武寺駅の 4 つを有している。 (新規)
14	14	1	第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。武力攻撃事態の特徴及び留意点、緊急対処事態の事態例と留意点は次のとおりである。	第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。武力攻撃事態の特徴、緊急対処事態の事態例は次のとおりである。

		1 武力攻撃事態 (1) 着上陸侵攻の場合 ア 特徴 ⑦ <u>我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u> <u>また、相手国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</u> (i) <u>着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u> (j) <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</u> イ 留意点 <u>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u> (2) <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</u> ア 特徴 ⑦ <u>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</u> (i) <u>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、おもな被害は施設の破壊等が考えられる。</u> <u>したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。</u> <u>また、ダーティボムが使用される場合も考えられる。</u>	1 武力攻撃事態 (1) 着上陸侵攻の特徴 ア <u>船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。</u> イ <u>国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。</u> (2) <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃の特徴</u> ア <u>突発的に被害が発生することもある。</u> イ <u>被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生じるおそれがある。</u> ウ <u>NBC兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。</u>
--	--	---	--

		イ 留意点 <u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市、消防局、県、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に應じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u> <u>事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</u> (3) 弾道ミサイル攻撃の場合 ア 特徴 <u>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u> <u>さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</u> <u>(1) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u> イ 留意点 <u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u> <u>NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</u> (4) 航空攻撃の場合 ア 特徴 <u>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u> <u>(1) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。</u>	(3) 弾道ミサイル攻撃の特徴 ア 発射された段階での攻撃目標の特定がきわめて困難で、短時間での着弾が予想される。 イ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 (4) 航空攻撃の特徴 ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。 イ 都市部の主要な施設やライフライン(電気・ガス等の生活生命線)のインフラ(社会基盤)施設が目標となることも想定される。
--	--	--	---

		また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 (ウ) 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 (I) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 イ 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 2 緊急処理事態 (1) 攻撃対象施設等による分類 ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (ア) 事態例 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 (イ) 留意点 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (ア) 事態例 ① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破 (イ) 留意点 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 (2) 攻撃手段による分類 ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる	2 緊急処理事態 (1) 攻撃対象施設等による分類 ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態の事態例 (ア) 原子力事業所等の破壊 (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 (ウ) 危険物積載船への攻撃 (I) ダムの破壊 イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態の事態例 (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 (イ) 列車等の爆破 (2) 攻撃手段による分類 ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる
--	--	--	--

			事態 <u>(7) 事態例</u> ① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ④ 水源地に対する毒素等の混入 <u>(1) 留意点</u> ① 放射能の拡散 <u>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</u> <u>ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</u> <u>小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</u> ② 生物剤（毒素を含む）による攻撃 <u>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</u> ③ 化学剤による攻撃 <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u> <u>生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</u> イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 <u>(7) 事態例</u> ① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ② 弾道ミサイル等の飛来 <u>(1) 留意点</u> <u>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</u> <u>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</u>	事態の事態例 <u>(7) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u> <u>(1) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u> <u>(7) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u> <u>(1) 水源地に対する毒素等の混入</u> イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態の事態例 <u>(7) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u> <u>(1) 弾道ミサイル等の飛来</u>
--	--	--	---	---

15

18

11

1

市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部 局	平 素 の 業 務
経営企画部 (秘書広報課含む)	・ <u>国民保護に係る総合調整に関すること。</u> ・ <u>市国民保護協議会の運営に関すること。</u> ・ <u>市国民保護計画の見直しに関すること。</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関すること。</u> ・ <u>防災行政無線の整備に関すること。</u> ・ <u>関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関)との連携体制に関すること。</u> ・ <u>在日米軍との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。</u> ・ <u>研修、訓練及び啓発に関すること。</u> ・ <u>避難及び救援に関する体制整備に関すること。</u> ・ <u>県が行う避難施設の指定の情報提供に関すること。</u> ・ <u>生活関連等施設の把握に関すること。</u> ・ <u>非常通信体制の整備に関すること。</u> ・ <u>情報通信手段の整備に関すること。</u> ・ <u>特殊標章等に関すること。</u> ・ <u>被災情報の整理体制の整備に関すること。</u> ・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。</u> ・ <u>情報収集及び提供体制の整備に関すること。</u> ・ <u>外国人への情報提供体制の整備に関すること。</u>
総務部 (選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課含む)	・ <u>職員動員体制の整備に関すること。</u> ・ <u>国民保護に係る職員の給与の整備に関すること。</u> ・ <u>市庁舎の管理に関すること。</u> ・ <u>応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保及び管理に関すること。</u>

1

市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

(新規)

				・ <u>市税の減免措置の整備に関すること。</u>	
			市民協働部	・ <u>広報体制の整備に関すること。</u> ・ <u>農林、水産及び商工関係の把握に関すること。</u> ・ <u>集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関すること。</u>	
			福祉部	・ <u>避難行動要支援者の支援体制に関すること。</u> ・ <u>ボランティアとの連絡調整に関すること。</u> ・ <u>救援に関する医療関係団体との調整に関すること。</u> ・ <u>医療及び医薬品等の供給体制の整備に関すること。</u> ・ <u>緊急時の防疫体制の整備に関すること。</u> ・ <u>避難施設の管理に関すること。</u>	
			環境都市部	・ <u>災害廃棄物処理の整備に関すること。</u> ・ <u>ごみの収集及び処理の整備に関すること。</u> ・ <u>し尿処理の整備に関すること。</u> ・ <u>避難施設の管理に関すること。</u> ・ <u>水防関係機関との連携体制の整備に関すること。</u> ・ <u>緊急輸送路の整備に関すること。</u> ・ <u>所管の輸送施設(道路、橋梁、トンネル)の把握に関すること。</u> ・ <u>公共施設の保全計画に関すること。</u> ・ <u>仮設住宅の提供の整備に関すること。</u> ・ <u>河川の把握及び管理に関すること。</u> ・ <u>下水道施設の機能の確保に関すること。</u>	
			消防本部	・ <u>住民の救援及び避難誘導の体制整備に関すること。</u> ・ <u>情報通信手段の整備に関すること。</u> ・ <u>特殊標章等に関すること。</u> ・ <u>避難施設の管理に関すること。</u>	
			教育部	・ <u>学用品の確保及び調達体制の整備に関すること。</u> ・ <u>学校における啓発に関すること。</u>	

			<table><tr><td></td><td>・ 避難施設の管理に関すること。</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td>・ 市議会との調整に関すること。</td></tr></table>		・ 避難施設の管理に関すること。	議会事務局	・ 市議会との調整に関すること。	
	・ 避難施設の管理に関すること。							
議会事務局	・ 市議会との調整に関すること。							
16	24	22	5 指定公共機関等との連携 (略) (2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう <u>災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</u> また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	5 指定公共機関等との連携 (略) (2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう <u>災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</u> また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。				
17	26	6	1 非常通信体制の整備 市は、 <u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達できるように、関係機関との情報伝達手段の確保を図るとともに、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。</u> 2・3（略） 4 通信の確保 市は、 <u>武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実に行えるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努める。</u>	1 非常通信体制の整備 市は、 <u>国民保護措置を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図るとともに、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。</u> 2・3（略） （新規）				
18	33	2	6 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。 また、 <u>所管省庁が生活関連施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。</u> <u>ア 生活関連等施設</u> <table><tr><td>国民保護法施行令</td><td>施設の種類</td></tr></table>	国民保護法施行令	施設の種類	6 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて <u>又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</u> また、市は、 <u>「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</u> （新規）		
国民保護法施行令	施設の種類							

		<table><tr><td rowspan="9">第 27 条 (生活関連等 施設)</td><td>1号</td><td>発電所、変電所</td></tr><tr><td>2号</td><td>ガス工作物</td></tr><tr><td>3号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td></tr><tr><td>4号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td></tr><tr><td>5号</td><td>電気通信事業用交換設備</td></tr><tr><td>6号</td><td>放送用無線設備</td></tr><tr><td>7号</td><td>水域施設、係留施設</td></tr><tr><td>8号</td><td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td></tr><tr><td>9号</td><td>ダム</td></tr><tr><td rowspan="11">第 28 条 (危険物質等)</td><td>1号</td><td>危険物</td></tr><tr><td>2号</td><td>毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）</td></tr><tr><td>3号</td><td>火薬類</td></tr><tr><td>4号</td><td>高圧ガス</td></tr><tr><td>5号</td><td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td></tr><tr><td>6号</td><td>核原料物質</td></tr><tr><td>7号</td><td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td></tr><tr><td>8号</td><td>毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td></tr><tr><td>9号</td><td>事業用電気工作物内の高圧ガス</td></tr><tr><td>10号</td><td>生物剤、毒素</td></tr><tr><td>11号</td><td>毒性物質</td></tr></table> イ <u>安全確保措置の留意点（一例）</u> ・ <u>施設への入構管理における、身分確認、携行品の確認等、不審者の侵入に対する留意</u> ・ <u>専門的知見に基づく資機材の整備、巡回の実施等、施設の特性に応じた安全対策の確保</u> ・ <u>関係機関及び近隣住民等との緊密な連絡体制の確保</u> (2) （略） (3) <u>ライフライン施設の機能の確保</u> <u>市及び指定地方公共機関は、それぞれ管理する上下水道、工業用水道、ガスのライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</u>	第 27 条 (生活関連等 施設)	1号	発電所、変電所	2号	ガス工作物	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	4号	鉄道施設、軌道施設	5号	電気通信事業用交換設備	6号	放送用無線設備	7号	水域施設、係留施設	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	9号	ダム	第 28 条 (危険物質等)	1号	危険物	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）	3号	火薬類	4号	高圧ガス	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	6号	核原料物質	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律）	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス	10号	生物剤、毒素	11号	毒性物質	(2) （略） （新規）
第 27 条 (生活関連等 施設)	1号	発電所、変電所																																											
	2号	ガス工作物																																											
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池																																											
	4号	鉄道施設、軌道施設																																											
	5号	電気通信事業用交換設備																																											
	6号	放送用無線設備																																											
	7号	水域施設、係留施設																																											
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設																																											
	9号	ダム																																											
第 28 条 (危険物質等)	1号	危険物																																											
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）																																											
	3号	火薬類																																											
	4号	高圧ガス																																											
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）																																											
	6号	核原料物質																																											
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）																																											
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律）																																											
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス																																											
	10号	生物剤、毒素																																											
	11号	毒性物質																																											

19	35	12	第3章 物資及び資材の備蓄、整備 市は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について次のとおり定める。 1 市における備蓄 (略) (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、<u>乾燥ガスえそウマ抗毒素</u>等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携して対応する。 (略)	第3章 物資及び資材の備蓄、整備 市は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について次のとおり定める。 1 市における備蓄 (略) (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、<u>安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン</u>等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携して対応する。 (略)
20	37	1	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 1 事態認定前の体制の整備及び初動措置 (略) <u>2 警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合の対応</u> (略)	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 1 事態認定前の体制の整備及び初動措置 (略) <u>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</u> (略)
21	40	1	第2章 市対策本部の設置等 <u>市対策本部</u>を迅速に設置するため、<u>市対策本部</u>を設置する場合の手順や組織、機能等について次のとおり定める。 1 市対策本部の設置 (1) <u>市対策本部</u>の設置の手順 ア～イ (略) ウ <u>市対策本部員</u>の参集 <u>市対策本部担当者</u>は、<u>市対策本部員</u>、<u>市対策本部職員</u>等に対し、庁内放送等を活用し、<u>市対策本部</u>に参集するよう連絡する。 また、勤務時間外、休日の場合には、<u>メールなど</u>により緊急参	第2章 市国民保護対策本部の設置等 <u>市国民保護対策本部</u>を迅速に設置するため、<u>市国民保護対策本部</u>を設置する場合の手順や組織、機能等について次のとおり定める。 1 市国民保護対策本部の設置 (1) <u>市国民保護対策本部</u>の設置の手順 ア～イ (略) ウ <u>市国民保護対策本部員</u>の参集 <u>市対策本部担当者</u>は、<u>市対策本部員</u>、<u>市対策本部職員</u>等に対し、庁内放送等を活用し、<u>市対策本部</u>に参集するよう連絡する。 また、勤務時間外、休日の場合には、<u>被害情報収集システム</u>の

			集するよう連絡する。 エ～カ（略） キ 本部の代替機能の確保 （略） <table><tr><td>順 位</td><td>施 設 名 称</td></tr><tr><td>第 1 位</td><td><u>逗 子 市 消 防 本 部</u></td></tr><tr><td>第 2 位</td><td><u>沼間小学校区コミュニティセンター</u></td></tr></table>	順 位	施 設 名 称	第 1 位	<u>逗 子 市 消 防 本 部</u>	第 2 位	<u>沼間小学校区コミュニティセンター</u>	<u>緊急参集連絡網により緊急参集するよう連絡する。</u> エ～カ キ 本部の代替機能の確保 （略） <table><tr><td>順 位</td><td>施 設 名 称</td></tr><tr><td>第 1 位</td><td><u>文化プラザホール</u></td></tr><tr><td>第 2 位</td><td><u>消 防 本 部</u></td></tr><tr><td>第 3 位</td><td><u>市 立 体 育 館</u></td></tr></table>	順 位	施 設 名 称	第 1 位	<u>文化プラザホール</u>	第 2 位	<u>消 防 本 部</u>	第 3 位	<u>市 立 体 育 館</u>
順 位	施 設 名 称																	
第 1 位	<u>逗 子 市 消 防 本 部</u>																	
第 2 位	<u>沼間小学校区コミュニティセンター</u>																	
順 位	施 設 名 称																	
第 1 位	<u>文化プラザホール</u>																	
第 2 位	<u>消 防 本 部</u>																	
第 3 位	<u>市 立 体 育 館</u>																	
22	42	1	<u>(4) 市対策本部の各部局の主な業務</u> <table><tr><td>部 局</td><td>主 な 業 務</td></tr><tr><td><u>経営企画部</u> <u>（秘書広報課含む）</u></td><td> ・ <u>国民保護対策本部に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置に係る総合調整に関すること。</u> ・ <u>市各部局間の連絡調整に関すること。</u> ・ <u>防災行政無線の運用に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置の予算及び経理に関すること。</u> ・ <u>関係機関(国、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関すること。</u> ・ <u>在日米軍との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>国民の権利利益の救済に関すること。</u> ・ <u>生活関連等施設の安全確保に関すること。</u> ・ <u>住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。</u> ・ <u>非常通信体制に関すること。</u> ・ <u>情報通信手段の確保に関すること。</u> ・ <u>特殊標章等の交付及び管理に関すること。</u> ・ <u>被災情報の収集及び報告に関すること。</u> ・ <u>応急公用負担に関すること。</u> ・ <u>安否情報の収集及び提供に関すること。</u> ・ <u>報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。</u> ・ <u>外国人への情報提供に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u> </td></tr><tr><td><u>総務部</u></td><td> ・ <u>職員の動員に関すること。</u> </td></tr></table>	部 局	主 な 業 務	<u>経営企画部</u> <u>（秘書広報課含む）</u>	・ <u>国民保護対策本部に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置に係る総合調整に関すること。</u> ・ <u>市各部局間の連絡調整に関すること。</u> ・ <u>防災行政無線の運用に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置の予算及び経理に関すること。</u> ・ <u>関係機関(国、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関すること。</u> ・ <u>在日米軍との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>国民の権利利益の救済に関すること。</u> ・ <u>生活関連等施設の安全確保に関すること。</u> ・ <u>住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。</u> ・ <u>非常通信体制に関すること。</u> ・ <u>情報通信手段の確保に関すること。</u> ・ <u>特殊標章等の交付及び管理に関すること。</u> ・ <u>被災情報の収集及び報告に関すること。</u> ・ <u>応急公用負担に関すること。</u> ・ <u>安否情報の収集及び提供に関すること。</u> ・ <u>報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。</u> ・ <u>外国人への情報提供に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u>	<u>総務部</u>	・ <u>職員の動員に関すること。</u>	（新規）								
部 局	主 な 業 務																	
<u>経営企画部</u> <u>（秘書広報課含む）</u>	・ <u>国民保護対策本部に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置に係る総合調整に関すること。</u> ・ <u>市各部局間の連絡調整に関すること。</u> ・ <u>防災行政無線の運用に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置の予算及び経理に関すること。</u> ・ <u>関係機関(国、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関すること。</u> ・ <u>在日米軍との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>国民の権利利益の救済に関すること。</u> ・ <u>生活関連等施設の安全確保に関すること。</u> ・ <u>住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。</u> ・ <u>非常通信体制に関すること。</u> ・ <u>情報通信手段の確保に関すること。</u> ・ <u>特殊標章等の交付及び管理に関すること。</u> ・ <u>被災情報の収集及び報告に関すること。</u> ・ <u>応急公用負担に関すること。</u> ・ <u>安否情報の収集及び提供に関すること。</u> ・ <u>報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。</u> ・ <u>外国人への情報提供に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u>																	
<u>総務部</u>	・ <u>職員の動員に関すること。</u>																	

			(選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課含む) ・ <u>職員の生活管理に関すること。</u> ・ <u>国民保護措置に係る職員の給与に関すること。</u> ・ <u>市庁舎の管理及び運営に関すること。</u> ・ <u>応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保並びに管理に関すること。</u> ・ <u>市税の減免措置に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u>	
		市民協働部	・ <u>広報体制に関すること。</u> ・ <u>応急給水活動に関すること。</u> ・ <u>食糧の調達及び配分に関すること。</u> ・ <u>生活関連必需物資の調達に関すること。</u> ・ <u>農林、水産、商工関係の被害把握及び安全確保に関すること。</u> ・ <u>集客施設等(大型店舗)との連絡体制に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u>	
		福祉部	・ <u>避難行動要支援者の安全確保及び支援に関すること。</u> ・ <u>ボランティアとの連絡調整に関すること。</u> ・ <u>救援に関する医療関係団体との調整に関すること。</u> ・ <u>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</u> ・ <u>医療及び医薬品等の供給体制に関すること。</u> ・ <u>避難施設の管理及び運営に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u>	
		環境都市部	・ <u>災害廃棄物処理に関すること。</u> ・ <u>ごみの収集及び処理に関すること。</u> ・ <u>し尿処理に関すること。</u> ・ <u>仮設トイレの設置に関すること。</u> ・ <u>避難施設の管理及び運営に関すること。</u> ・ <u>他部の応援に関すること。</u> ・ <u>水防関係機関との連携体制に関すること。</u> ・ <u>緊急輸送路に関すること。</u> ・ <u>所管の輸送施設(道路、橋梁及びトンネル)の把握</u>	

			及び安全確保に關すること。 - 公共施設の保全に關すること。 - 仮設住宅の提供に關すること。 - 河川の被害調査及び応急体制に關すること。 - 下水道施設の機能の確保に關すること。 - 他部の応援に關すること。 消防本部 - 危険物の安全措置に關すること。 - 消防活動の実施に關すること。 - 武力攻撃災害への対処に關すること。(救急、救助を含む) - 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に關すること。 - 住民の避難誘導に關すること。 - 広報及び巡回等に關すること。 - 特殊標章等の交付及び管理に關すること。 - 避難施設の管理及び運営に關すること。 教育部 - 児童、生徒等の安全及び避難等に關すること。 - 学用品の確保及び調達に關すること。 - 避難施設の管理及び運営に關すること。 - 他部の応援に關すること。 議会事務局 - 市議会との調整に關すること。 - 他部の応援に關すること。	
23	45	16	2 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 市は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実に行えるよう、緊急情報ネットワークシステム(EmerNet)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努めるとともに、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)等により市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	2 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 市は、武力攻撃事態等において、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)等により市国民保護対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

24	56	14	4 避難の考え方 住民の避難に当たっては、集合場所までの移動は徒歩を原則とし、できるだけ速やかに集合場所に移動する。集合場所から避難場所（市内又は県内、県外）への移動は、移動距離によって徒歩や借り上げ車両等、鉄道又は旅客船を使用することもある。（県からの避難の指示による。） なお、徒歩による避難が困難である<u>避難行動要支援者</u>の避難に限り、登録車両や公用車等を補完的に使用する。 また、避難については、原則として避難先ごとに次の3パターンに整理する。 (1) 屋内避難 (2) 市内避難 (3) <u>市域外避難</u>	4 避難の考え方 住民の避難に当たっては、集合場所までの移動は徒歩を原則とし、できるだけ速やかに集合場所に移動する。集合場所から避難場所（市内又は県内、県外）への移動は、移動距離によって徒歩や借り上げ車両等、鉄道又は旅客船を使用することもある。（県からの避難の指示による。） なお、徒歩による避難が困難である<u>災害時要援護者</u>の避難に限り、登録車両や公用車等を補完的に使用する。 また、避難については、原則として避難先ごとに次の3パターンに整理する。 (1) 屋内避難 (2) 市内避難 (3) <u>市外避難</u>
25	62	1	コ <u>死体の</u>検索及び処理 (ア) <u>死体</u>の検索 市は、消防機関、所轄警察署と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を検索するとともに、検索によらず<u>死体</u>が発見されたときに、<u>死体</u>を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。 (イ) <u>死体</u>の処理 a 市は、武力攻撃災害時には<u>死体</u>収容・安置施設を直ちに開設する。また、検索により収容された<u>死体</u>をその<u>死体</u>収容・安置施設へ搬送する。 b 市は、所轄警察署、自主防災組織等の協力を得て、<u>死体</u>の身元確認と身元引受人の発見に努める。 c 市は、所轄警察署の見分・検視及び医師による検案が終了し身元が明らかになった<u>死体</u>を、遺族又は関係者へ引き渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない<u>死体</u>を所轄警察署から引渡しを受ける。 d 市は、検案終了後に必要に応じて<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。 e 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた<u>死体</u>については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第	コ <u>遺体</u>の検索及び処理 (ア) <u>遺体</u>の検索 市は、消防機関、所轄警察署と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を検索するとともに、検索によらず<u>遺体</u>が発見されたときに、<u>遺体</u>を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。 (イ) <u>遺体</u>の処理 a 市は、武力攻撃災害時には<u>遺体</u>収容・安置施設を直ちに開設する。また、検索により収容された<u>遺体</u>をその<u>遺体</u>収容・安置施設へ搬送する。 b 市は、所轄警察署、自主防災組織等の協力を得て、<u>遺体</u>の身元確認と身元引受人の発見に努める。 c 市は、所轄警察署の見分・検視及び医師による検案が終了し身元が明らかになった<u>遺体</u>を、遺族又は関係者へ引き渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない<u>遺体</u>を所轄警察署から引渡しを受ける。 d 市は、検案終了後に必要に応じて<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。 e 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた<u>遺体</u>については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第

			48号)における埋葬及び火葬の手続きに係る特例及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理する。	第 48 号)における埋葬及び火葬の手続きに係る特例及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理する。																																				
26	62	27	(3) 医療活動を実施する際に留意すべき事項 ア（略） イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動 (ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の枠組に従い、 <u>県</u> が必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を実施する。	(3) 医療活動を実施する際に留意すべき事項 ア（略） イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動 (ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の枠組に従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を実施する。																																				
27	74	26	2 NBC攻撃による災害への対処 (1)～(4)（略） (5) 汚染拡大防止のための措置 (略) <table><tr><td></td><td>対 象 物 件 等</td><td>措 置</td></tr><tr><td>1号</td><td><u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td></tr><tr><td>2号</td><td><u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u>生活の用に供する水</td><td>管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td></tr><tr><td>3号</td><td><u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u>死体</td><td>・移動の制限 ・移動の禁止</td></tr><tr><td>4号</td><td><u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>・廃棄</td></tr><tr><td>5号</td><td><u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u>建物</td><td>・立入りの制限 ・立入りの禁止</td></tr></table>		対 象 物 件 等	措 置	1号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止	2 NBC攻撃による災害への対処 (1)～(4)（略） (5) 汚染拡大防止のための措置 (略) <table><tr><td></td><td>対 象 物 件 等</td><td>措 置</td></tr><tr><td>1号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td></tr><tr><td>2号</td><td>生活の用に供する水</td><td>管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td></tr><tr><td>3号</td><td><u>遺体</u></td><td>・移動の制限 ・移動の禁止</td></tr><tr><td>4号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>・廃棄</td></tr><tr><td>5号</td><td>建物</td><td>・立入りの制限 ・立入りの禁止</td></tr></table>		対 象 物 件 等	措 置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	<u>遺体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止
	対 象 物 件 等	措 置																																						
1号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																						
2号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																						
3号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																						
4号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																						
5号	<u>汚染され、又は汚染された疑いがある</u> 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止																																						
	対 象 物 件 等	措 置																																						
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																						
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																						
3号	<u>遺体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止																																						
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																						
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止																																						

			<table><tr><td></td><td></td><td>・封鎖</td></tr><tr><td>6号</td><td>汚染され、又は汚染された疑いがある場所</td><td>・交通の制限 ・交通の遮断</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">当該措置を実施する旨</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">当該措置を実施する理由</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">当該措置を実施する時期</td></tr><tr><td>5</td><td colspan="2">当該措置の内容</td></tr></table>			・封鎖	6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断	(略)			1	当該措置を実施する旨		2	当該措置を実施する理由		3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)		4	当該措置を実施する時期		5	当該措置の内容		<table><tr><td></td><td></td><td>・封鎖</td></tr><tr><td>6号</td><td>場所</td><td>・交通の制限 ・交通の遮断</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">当該措置を実施する旨</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">当該措置を実施する理由</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">当該措置を実施する時期</td></tr><tr><td>5</td><td colspan="2">当該措置の内容</td></tr></table>			・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	(略)			1	当該措置を実施する旨		2	当該措置を実施する理由		3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)		4	当該措置を実施する時期		5	当該措置の内容	
		・封鎖																																																		
6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																		
(略)																																																				
1	当該措置を実施する旨																																																			
2	当該措置を実施する理由																																																			
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)																																																			
4	当該措置を実施する時期																																																			
5	当該措置の内容																																																			
		・封鎖																																																		
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																		
(略)																																																				
1	当該措置を実施する旨																																																			
2	当該措置を実施する理由																																																			
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)																																																			
4	当該措置を実施する時期																																																			
5	当該措置の内容																																																			
28	78	27	2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、 <u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 (略)	2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、 <u>震災廃棄物対策指針（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 (略)																																																
29	83	11	2 特殊標章等の交付及び管理 市長及び消防長は、「 <u>逗子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</u> 」及び「 <u>逗子市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</u> 」に基づき、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 (略)	2 特殊標章等の交付及び管理 市長及び消防長は、「 <u>特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</u> 」に基づき、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 (略)																																																
30	85	2	第1章 応急の復旧 (略) 1 基本的考え方 (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、 <u>二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保</u> を最優先に応急の復旧を行う。	第1章 応急の復旧 (略) 1 基本的考え方 (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。																																																